

分類	質問事項	回答
契約書関係 1	委託契約書における「実施」とはどういう意味か。	委託契約書における「実施」とは、特許法第 2 条第 3 項に定める行為、実用新案法第 2 条第 3 項に定める行為、意匠法第 2 条第 2 項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 2 条第 3 項に定める行為、種苗法第 2 条第 5 項に定める行為、著作権法第 2 1 条から第 2 8 条に規定するすべての権利に基づき著作物を利用する行為並びにノウハウを使用する行為をいいます。 例えば特許の場合、以下が「実施」に該当します。（特に断りがない限り、試験または研究のために行うこれらの行為も該当します。） 1) 物の発明 ⇒ その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸し出しのこと）、輸出/輸入、譲渡等の申し出（発明品を譲渡又は貸し出す意思表示をすること） 2) 方法の発明 ⇒ その方法を使用する行為 3) 物を生産する方法の発明 ⇒ 2) の行為のほか、その方法によって生産した物についての 1) の行為
契約書関係 2	「知的財産の取扱方針（知財様式 6）」に変更があった場合、再度提出が必要か。	必要です。研究の進捗に応じて適宜必要な見直しを行い、変更した場合は、その都度、速やかに生研支援センターに提出してください。
契約書関係 3	協力機関（第三者）との間で「共同研究契約等」を締結する際、知財の扱いについて盛り込むべき内容を教えてほしい。	協力機関（第三者）に特許権等を保有させる場合は、共同研究の内容、秘密の保持及び知財の取り扱い（特許権等の帰属や持分、実施・実施許諾・譲渡に関すること等）に関連する条項を含む「共同研究契約等」を締結する必要があります。「共同研究契約等」には、当該共同研究と生研支援センターの事業の関係及び委託先が生研支援センターとの間で結んだ委託契約との関係が明示されていることも必要です。「共同研究契約等」の案を作成後、担当事業課へ送付いただき、事前にご相談ください。 なお、協力機関（第三者）に特許権等を保有させない場合は、「秘密保持契約」のみの締結でもかまいません（個人農家を相手方とする場合は、「秘密保持にかかる誓約書」でも可）。
出願 1	「特許権等出願通知書（知財様式 2）」の添付書類は、具体的にどのような書類を提出すればよいか。	出願又は申請番号、出願日（PCTの移行においては移行日）又は申請日、出願人又は発明者名及び発明等の名称が確認できる公的書類の写しを添付してください。

分類	質問事項	回答
出願 2	①日本版バイ・ドール制度の適用を受ける特許等出願の願書にはどのように記載すればよいか。 ②願書への記載忘れに気づいた場合はどうすればよいか。	①日本版バイ・ドール制度の適用により構成員に帰属するとされた当該特許権等に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、願書に国等の委託研究の成果に係る出願である旨を表示しなければなりません。記載例は以下のとおりです。 （記載例） 【国等の委託研究の成果に係る記載事項】の欄を設けて記載。 「令和○年度、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター「○○○○○○事業（△△△△プロジェクト）」、産業技術力強化法第 17 条の適用を受ける□□出願」 ②手続補正書を特許庁に提出してください（ただし、登録の査定が出る前に提出すること）。
出願 3	構成員のバックグラウンド知財を基に利用発明を特許出願する場合、生研支援センターへの報告は必要か。	以下の事項にすべて該当する場合、生研支援センターへの報告が必要です。 （1）発明が生研支援センターの委託事業の課題の成果を含む場合 （2）発明が創出された時期が生研支援センターの委託事業の研究期間内である場合（委託研究開始直後に発明等報告書が提出された場合は、発明が創出された時点を確認させていただきます。）
出願 4	構成員 A 及び B が共同出願した国内特許出願を、構成員 A 単独の外国特許出願にしたい場合の手続きはどうすればよいか。	構成員 A 及び B が共同出願した国内特許出願に基づいて、構成員 A が単独の外国特許出願をする場合、その外国特許出願を優先権主張出願（注）とするには、国内特許出願より 1 年以内に行うとともに、国内特許出願の出願人と外国特許出願の出願人が外国特許出願時点で同一である必要があります。 そのための手続きとしては、 ① A B 両者で外国特許出願後に、B が外国での権利を放棄する。 ②国内特許出願について B が持分放棄し、その後で A が外国特許出願を行う。 の 2 つの方法があります。 提出書類と提出のタイミングは、それぞれ以下の通りです。 ①の場合は、A B 両者の外国特許出願後に、その外国特許出願について、「特許権等出願通知

分類	質問事項	回答
		書（知財様式 2）」と、Bの持分放棄に係る「特許権等放棄・出願取下げ事前通知書（知財様式 3）」を提出してください。Bの持分放棄は、「特許権等放棄・出願取下げ事前通知書（知財様式 3）」の提出後に行ってください。 ②の場合は、国内特許出願について、Bの持分放棄に係る「特許権等放棄・出願取下げ事前通知書（知財様式 3）」を提出した上で、Bの持分放棄を行い、その後で、Aが外国特許出願を行った上で、その「特許権等出願通知書（知財様式 2）」を提出してください。 （注）外国特許出願における「優先権主張出願」とは、外国特許出願した者がその特許出願の出願書類に記載された内容についての新規性、進歩性等の判断が、第一国（最初に特許出願した国）への出願日（優先日）に出願されたのと同等の有利な取扱いを受けることができる制度です。出願の期限を 1 年以内とするのはパリ条約等の国際的な取り決めに係る合意に基づきます。
放棄 1	構成員C及び第三者Dが共有する特許権等について、構成員Cが持分を放棄する場合はどうすればよいか。	共有する特許権等について、構成員 C が持分を放棄することは、共有者である第三者 D に構成員 C の持分を移転するとの扱いとなります。 このため生研支援センターには、「特許権等放棄・出願取下げ事前通知書（知財様式 3）」ではなく、「特許権等移転申請書（知財様式 4）」を事前に提出し、その承認を得てから持分の放棄（権利の移転）を行ってください。
放棄 2	特許出願の審査請求後、拒絶理由通知を受けていた出願について内容を検討した結果、拒絶理由通知に応答しないことにより拒絶査定を受ける予定である。この場合、どの様式を提出すればよいか。	拒絶理由通知に応答しないことにより拒絶査定を受ける場合、取下げの扱いとなります。そのため、特許庁の拒絶査定に応答期限日までに、生研支援センターへ「特許権等放棄・出願取下げ事前通知書（知財様式 3）」を、「出願取下げ」にチェックを入れて提出してください。

分類	質問事項	回答
事務関係1	知財様式を提出したいが、どのメールアドレスに送ればよいか。	事業ごとに提出先が異なります。詳細は、生研支援センターのホームページの「お問い合わせ」の項をご覧ください。 URL : https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/inquiry/index.html なお、こちらのページをご覧になっても、連絡先が分からない場合、下記事項をお調べいただき、企画情報部企画課（PaG@ml.affrc.go.jp）へお問い合わせください。 ・ e-Rad課題ID番号（8桁の数字） ・ コンソーシアム名もしくは事業名 ・ 特許権等の出願番号
事務関係2	知財様式1～5の報告者／通知者／申請者欄には、研究機関の代表者を記載すればよいか。	知財様式1の報告者欄には、研究機関の研究実施責任者名を記入していただきます。これに対し、知財様式2～5の通知者／申請者／報告者欄には、以下に例示した研究機関の組織の長を、役職名とともに記入してください。共同発明の場合は、いずれかの機関が代表して記入し提出してください。 （記載例） ・ 大学は「総長」もしくは「学長」 ・ 公的研究機関等は「理事長」 ・ 企業は代表取締役クラス ※組織内で権利委譲がなされている場合、大学・公的研究機関においては「契約担当理事」等、企業においては部長クラスでもかまいません。
事務関係3	各知財様式の契約履歴の記載は？	1. 単年度契約の場合 例) 令和5年4月1日～令和8年3月31日まで、3年間実施した場合 「令和5年4月1日付、令和6年4月1日付、令和7年4月1日付け委託契約に基づく～」と記載してください。 2. 複数年度契約の場合 例) 令和5年4月1日付けで複数年度契約をしている場合 「令和5年4月1日付け委託契約（令和○年○月○日変更契約）に基づく～」と記載してください。（変更契約をしている場合は、直近の変更契約日を（ ）書きで記載してください。）

分類	質問事項	回答
事業終了後	生研支援センターの委託事業終了後に委託事業の成果を基にして行った研究成果については、生研支援センターに報告する必要があるか。	委託事業の成果を利用して、委託事業の課題で設定した目標に含まれない新たな内容の研究を行って得た成果については、知財様式や広報様式での報告は不要です。但し、生研支援センターが行う追跡調査の際に、このような応用研究がなされたことを報告してください。なお、当該成果の公表等を行う場合は、生研支援センターの委託事業の成果を利用したこと等を、明示または口頭で発表していただくようお願いします。

連絡先	〒 210-0005 住所 神奈川県川崎市川崎区東田町 8 番地 パレール三井ビルディング(グリーン館) 1 6 F 名称 生物系特定産業技術研究支援センター(略称:生研支援センター) 企画情報部企画課 企画課（知財関連）メールアドレス PaG@ml.affrc.go.jp その他お問い合わせ先一覧 https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/inquiry/index.html
-----	--